

# 令和8年度静岡県豚熱防疫対策本部 第1回本部員会議

## 次第

日時：令和8年5月5日（火）21時00分～

場所：別館9階 特別第1会議室

1 開 会

2 説 明

(1) 豚熱患畜の確認、今後の防疫対応等について

(2) 本部長指示事項

3 質 疑

4 閉 会

## 1 豚熱患畜の確認について

### (1) 経緯

- 4日 8時00分 県内の養豚場から東部家畜保健衛生所へ異状の通報
- 4日 20時00分 県の遺伝子検査の結果、豚熱ウイルス遺伝子陽性を確認
- 5日 21時00分 国が豚熱の患畜と判定

### (2) 当該養豚場の概要

飼養頭数	約2,930頭
所在地	富士宮市

## 2 今後の防疫対応について

### (1) 防疫措置の開始（別紙1）

5日 21時00分：防疫措置開始

### (2) 確定後の防疫措置

#### ア 発生農場の防疫措置

- ・ワクチン未接種や臨床症状があるなど感染リスクの高い豚を24時間以内の殺処分、72時間以内の埋却処分を目指します。
- ・その他豚については、状況を整理しつつ、殺処分及び埋却処分を実施。
- ・農場内の清掃消毒

#### イ 周辺農場の防疫措置

- ・県内の飼養豚には、豚熱ワクチン接種済みのため、国防疫指針に基づき、他農場の移動制限及び通行制限を実施しない。
  - ・周辺農家の家畜伝染病予防法第51条に基づく衛生管理状況確認のための検査の実施
- ウ 県内の養豚農家に対して消毒などの注意喚起

## 3 危機管理情報について

- (1) 記者提供について（別紙2）
- (2) 県庁に窓口を一本化（畜産振興課、広報戦略課）
- (3) 防疫作業中の農場での取材の自粛要請（豚熱のまん延防止対策）

## 4 豚肉の安全性について（別紙3）

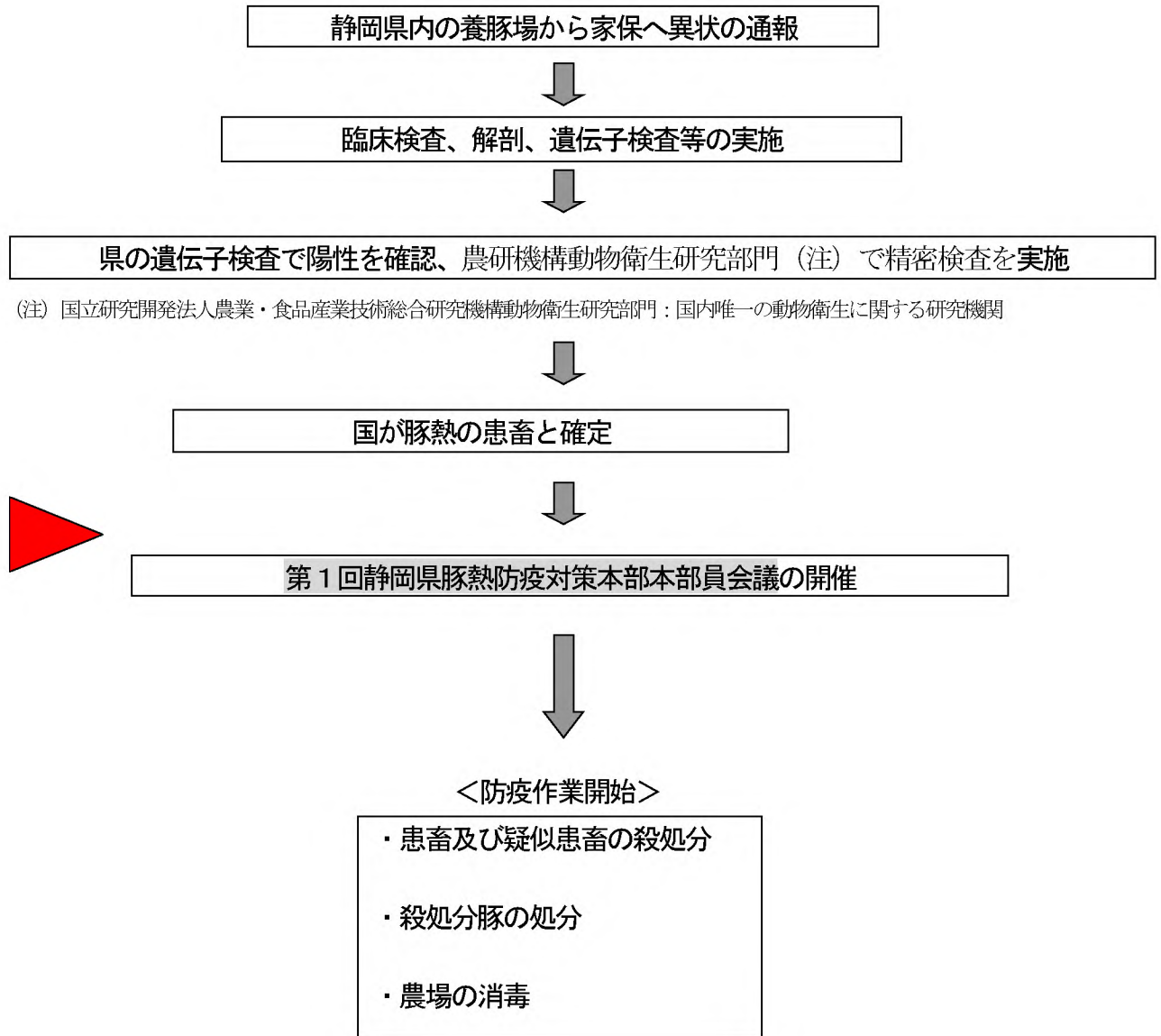
## 5 その他の対策について

### (1) 相談窓口の設置

相談窓口	県庁	出先機関
家畜に関すること	畜産振興課 054-221-2709	東部家畜保健衛生所 055-978-3131 中部家畜保健衛生所 0547-37-1158 西部家畜保健衛生所 053-434-2921
食品の安全性に関すること 飼育動物に関すること	衛生課 054-221-2446	賀茂保健所 衛生薬務課 0558-24-2054 熱海保健所 衛生薬務課 0557-82-9116 東部保健所 衛生薬務課 055-920-2102 御殿場保健所 衛生薬務課 0550-82-1223 富士保健所 衛生薬務課 0545-65-2154 中部保健所 衛生薬務課 054-644-9283 西部保健所 衛生薬務課 0538-37-2245 静岡市保健所 食品衛生課 054-249-3161 浜松市保健所 生活衛生課 053-453-6114
野生いのししに関すること		
家畜伝染病に関すること	畜産振興課 054-221-2709	東部家畜保健衛生所 055-978-3131 中部家畜保健衛生所 0547-37-1158 西部家畜保健衛生所 053-434-2921
農業被害に関すること (被害防除)	食と農の振興課 054-221-2689	賀茂農林事務所 地域振興課 0558-24-2079 東部農林事務所 地域振興課 055-920-2161 富士農林事務所 生産振興課 0545-65-2192 中部農林事務所 地域振興課 054-286-9281 志太榛原農林事務所 地域振興課 054-644-9224 中遠農林事務所 地域振興課 0538-37-2277 西部農林事務所 地域振興課 053-458-7219 " 天竜農林局 地域振興課 053-926-2139

## 6 本部長指示事項

## 異常家畜の通報から防疫措置終了まで





シー エス エフ<sup>※</sup>  
**CSFは人に感染しません。**

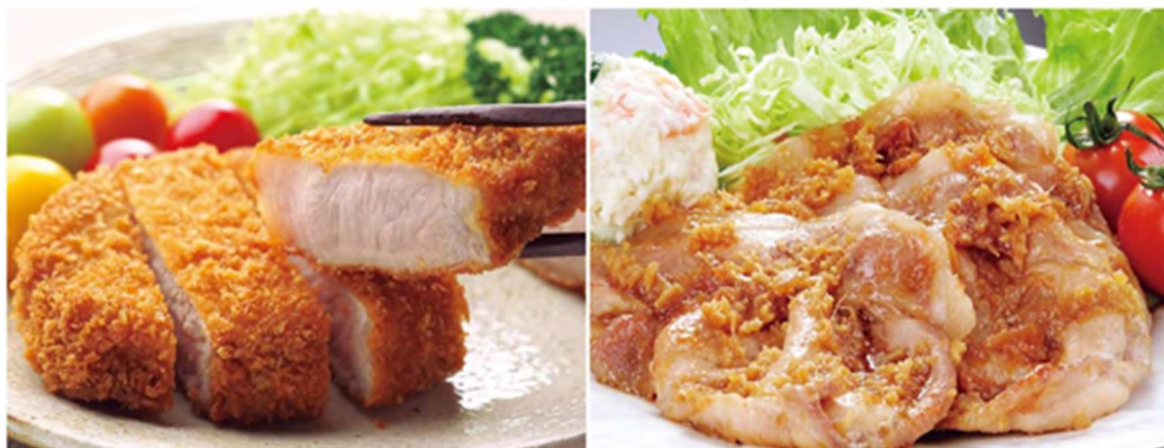
CSFは、豚・いのししの病気です。

CSFの人への感染は、国際機関（OIE：国際獣疫事務局）の情報においても世界的に報告されておられません。

**CSFにかかった豚のお肉が市場に出回ることはありません。**

豚は、と畜場法に基づき、全頭、都道府県等のと畜検査員が異常や疾病がないか検査しています。豚肉は、この検査に合格したものが市場に流通することとなっています。

※CSF：Classical Swine Fever（直訳すれば古典的な豚の熱病となります）の頭文字をとった略称で、豚コレラの国際的な呼称です。



食卓に安心をお届け

公益財団法人 日本食肉消費総合センター <http://www.jmi.or.jp>

令和元年度 国産畜産物安心確保支援事業

提供日 2026/05/05  
タイトル 豚熱患畜の確認について  
担当 経済産業部農業局畜産振興課 危機管理部危機政策課  
連絡先 家畜衛生防疫班  
TEL 054-221-2709



## 豚熱の患畜の確認について

- ・本日、家畜伝染病である「豚熱」の患畜が県内で確認されました。
- ・当該農場は、感染が疑われるとの報告があった時点から飼養豚の移動を自粛しています。なお、豚熱は、豚、いのししの病気であり、人に感染することはありません。
- ・現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むようお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

### 1 農場の概要

所在地: 静岡県富士宮市  
飼養状況: 約2,930頭

### 2 経緯

- (1) 令和8年5月4日(月曜日)、静岡県は、富士宮市の農場から離乳豚に異状がみられるとの通報があったため、当該農場に立ち入り、検査を実施しました。
  - (2) 静岡県の検査により豚熱の疑いが生じたため、農研機構動物衛生研究部門(注)で精密検査を実施したところ、5月5日(火曜日)、豚熱の患畜であることが判明しました。
- (注) 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門: 国内唯一の動物衛生に関する研究機関

### 3 今後の対応

静岡県は、本日の防疫対策本部で決定したとおり、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針(令和2年7月1日農林水産大臣公表)に基づき、当該農場の飼養されている豚等のと殺、埋却等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施する。

### 4 その他

- (1) 豚熱は、豚、いのししの病気であり、人に感染することはありません。また、感染豚の肉が市場に出回ることはありませんが、仮に感染豚の肉を摂取しても人体に影響はありません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

## 第1回 豚熱防疫対策本部 本部長指示事項

本日、本県において、豚熱の新たな発生が確認されました。前回の発生からわずか2ヶ月での再発であり、県民の皆様、特に養豚農家の皆様には、大変なご不安とご心労をおかけしております。

関係部署間のもとより、庁内全体の情報共有を密にし、<sup>ぼうえきそち</sup>防疫措置を開始するとともに、安全を第一に、まん延リスクの高い豚について、優先的に殺処分をすすめ、24時間以内の殺処分、72時間以内の埋却処分を目指し、その他豚についても迅速かつ的確に防疫措置を実施してください。

周辺農家に対しては、衛生管理状況を確認するため法に基づく検査を実施し、発生予防を徹底してください。

併せて、豚熱は、豚やイノシシの病気であり、人に感染することはありません。感染した豚肉が市場に出回ることはありませんので、県民の皆様が不安に思われることがないように、正確な情報の提供に努めてください。

各部局は、気を引き締めて、<sup>ぶたねつ</sup>豚熱のまん延防止に全力を尽くしてください。